

旭川工業高等専門学校運営会議規則

制定 平成27. 3. 20達第21号

改正 平成28. 3. 24達第11号 平成29. 3. 23規則第22号

平成30. 3. 15規則第11号

旭川工業高等専門学校運営会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第29条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(運営会議の目的)

第2条 運営会議は、校長の諮問に応じ、旭川工業高等専門学校における学校運営全般に関する重要事項について審議する。

2 運営会議は、校長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育効果の向上に関する事項
- (2) 研究の推進に関する事項
- (3) 組織及び運営に係る将来構想に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 国際交流に関する事項
- (6) 広報に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 個人情報保護に関する事項
- (9) 施設・設備に関する事項
- (10) 防火・防災に関する事項
- (11) 環境マネジメントに関する事項
- (12) その他学校運営に関する事項

(構成)

第3条 運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務担当）
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 各学科長及び科長
- (6) 図書館長
- (7) 各センター長
- (8) 各室長
- (9) 技術創造部長
- (10) 事務部長

2 校長は、前項第5号から第8号までの構成員が運営会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

3 校長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 校長は、課長，課長補佐その他必要な職員を陪席させる。

(運営会議の運営)

第4条 校長は、運営会議を招集し、その議長となる。

- 2 校長に事故があるときは、副校長（総務担当）がその職務を代行する。
- 3 運営会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することがある。
- 4 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（ワーキング・グループ）

第5条 運営会議に、専門的事項について調査、検討及び実施するため、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループに関し必要な事項は、その都度別に定める。

（事務）

第6条 運営会議の事務に関することは、総務課が処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規程等は、廃止する。
 - (1) 旭川工業高等専門学校運営委員会規程（平成11年達第3号）
 - (2) 旭川工業高等専門学校運営委員会情報公開・個人情報保護ワーキング・グループ要項（平成13年達第6号）
 - (3) 旭川工業高等専門学校自己評価等に関する規程（平成4年達第15号）
 - (4) 旭川工業高等専門学校J A B E E対応委員会規程（平成17年達第16号）
 - (5) 旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規程（昭和46年達第1号）
 - (6) 旭川工業高等専門学校専攻科入学者選抜委員会規程（平成23年達第39号）
 - (7) 旭川工業高等専門学校国際交流委員会規程（平成12年達第29号）
 - (8) 旭川工業高等専門学校外国人留学生専門部会要項（平成23年達第3号）
 - (9) 旭川工業高等専門学校施設・防災委員会規程（平成23年達第31号）
 - (10) 旭川工業高等専門学校広報委員会規程（昭和63年達第2号）
 - (11) 旭川工業高等専門学校広報委員会ホームページ部会要項（平成23年達第34号）
 - (12) 旭川工業高等専門学校技術創造部運営委員会規程（平成21年達第10号）

附 則（平成28. 3. 24 達第11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第22号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 15 規則第11号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。